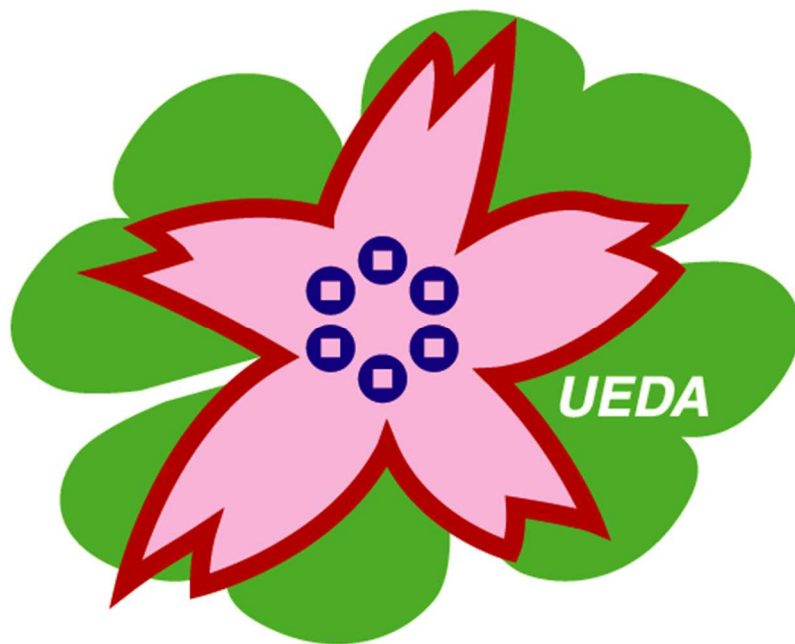


新型コロナウイルス感染症に伴う 各種支援ガイドブック



上 田 市

令和3年6月30日 発行

目 次

1 個人の皆さまに対する支援			
(1) 給付金	低所得の子育て世帯に対する支援	【新】低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)	1
		【新】低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の子育て世帯分)	2
	休業による収入減等で住居を失う おそれがある方	住居確保給付金	3
	生活福祉資金貸付制度の特例貸付 を上限まで利用された方	【新】生活困窮者自立支援金	4
	感染して労務に服することができ ない方	国民健康保険加入者及び後期高齢 者医療加入者に対する傷病手当金	5
	小中学校のお子さんがある世帯に 対する支援	小中学生の就学援助	6
	大学等の学生の方がいる世帯に 対する支援	高等教育の修学支援新制度	7
	自宅で生活する介護認定を受けた 方や障がい者の方に対する支援	要介護者・障がい者等感染症拡大防 止支援金	8
(2) 貸 付	休業や失業等による生活資金にお 困りの方	生活福祉資金貸付制度の特例貸付 (緊急小口資金・総合支援資金)	9
		たすけあい資金貸付金制度の特例 貸付	10
	学生の方がいる世帯に対する支援	母子父子寡婦福祉資金貸付制度 (就学支度資金・修学資金)	10
(3) 猶予・減免	収入減等により税金等の支払いが 厳しい方	市税の徴収猶予	11
		市民税の税額控除(住宅ローン控除)	12
		軽自動車税の軽減	12
		上下水道料金の支払猶予	13
	収入減等により保険料等の支払い が厳しい方	国民健康保険税及び後期高齢者医 療保険料の減免	13
		国民年金保険料の免除・支払猶予	14
		介護保険料の減免	14
		保育料の減免	15
		市営住宅家賃等の減額	15
(4) 一時入居	解雇などにより住宅に困窮してい る方	市営住宅の一時入居	16

2 中小企業者等の皆さまに対する支援			
(1) 給付金・補助金等	合宿等の誘致による地域経済活性化の支援	上田市合宿等誘致促進事業	17
	雇用の維持に取り組む事業者に対する支援	雇用調整助成金(厚生労働省)	18
		「雇用調整助成金」に係る社会保険労務士への申請依頼費用の補助	18
	経営が悪化している宿泊事業者の方に対する支援	旅館・ホテル業事業者宿泊予約キャンセル等支援金	19
(2) 融資	売上減少による資金繰りの支援	セーフティネット保証、危機関連保証等の認定	20
		長野県中小企業融資制度	21
		日本政策金融公庫	22
(3) 猶予・減免	収入減等により税金等の支払いが厳しい事業者の方	市税の徴収猶予(再掲)	11
		上下水道料金の支払猶予(再掲)	13
		固定資産税等の軽減	23

3 各種相談窓口		24
----------	--	----

- ・国、県等の関係機関の動向や新規施策の決定等、今後の状況の変化等を踏まえて、随時見直しを行います。
- ・関係機関へお問い合わせの際には、感染防止等のため、まずはお電話でご相談いただき、窓口等へお越しいただく必要がある場合は、その都度ご案内いたします。

1 個人の皆さまに対する支援

(1) 給付金

<p>制度の名称</p>	<p>【新】低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)</p>
<p>支援の種類</p>	<p>給付金</p>
<p>概 要</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。</p> <p>対象者</p> <p>18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童(障がい児の場合、20歳未満)を監護しているひとり親の方のうち、次の から のいずれかに該当する方</p> <p>令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けた方</p> <p>公的年金等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当が全額停止されるなど、児童扶養手当の支給を受けていない方(令和元年の収入額が児童扶養手当の対象水準の方) 申請をしていれば令和3年4月分の児童扶養手当が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります。</p> <p>令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準に下がった方</p> <p>給付額</p> <p>お子さん1人につき5万円</p> <p>申請期限</p> <p>令和4年2月28日 月曜日まで</p> <p>申請方法</p> <p>1 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けた方</p> <p>5月20日(木)に支給済です。</p> <p>2 公的年金等の受給により令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方</p> <p>申請が必要です。希望される方には郵送で申請書類一式をお送りいたしますので子育て・子育て支援課までご連絡ください。</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準に下がった方(家計急変者)</p> <p>申請が必要です。希望される方には郵送で申請書類一式をお送りいたしますので子育て・子育て支援課までご連絡ください。</p>
<p>お 問 合 せ</p>	<p>子育て・子育て支援課 こども家庭福祉担当 0268-23-5106 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kosodate-k/43324.html</p>

制度の名称	【新】低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の子育て世帯分)
支援の種類	給付金
概 要	<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。</p> <p>対象者 次の 、 のいずれにも当てはまる方(ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)</p> <p>令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母等(令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)</p> <p>令和3年度分の市民税(均等割)が非課税の方、または、令和3年1月1日以降の収入が急変し、市民税が非課税相当の収入となった方</p> <p>給付額 お子さん1人につき5万円</p> <p>申請期限 令和4年2月28日 月曜日まで</p> <p>申請方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和3年度分の市民税(均等割)が非課税の方 7月中に令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。 高校生のみ養育している方で令和3年度分の市民税(均等割)が非課税の方 申請が必要です。希望される方には郵送で申請書類一式をお送りいたしますので子育て・子育て支援課までご連絡ください。 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の市民税が非課税である方と同様の事情にあると認められる方(家計急変者) 申請が必要です。希望される方には郵送で申請書類一式をお送りいたしますので子育て・子育て支援課までご連絡ください。
お 問 合 せ	子育て・子育て支援課 子育て・子育て支援担当 0268-23-5106 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kosodate-k/46900.html

制度の名称	住居確保給付金
支援の種類	給付金
概 要	<p>離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当額(上限あり)を支給するとともに、就労支援等を行い、住宅と就労機会の確保を支援します。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入の合計額や金融資産の合計額に上限があるほか、次のいずれにも該当する方 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した又は住居を喪失するおそれがあること。 <p>申請日において、離職等の日から2年以内の者。もしくは、給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者やむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者</p> <p>離職前に、主として世帯の生計を維持していた方であること。</p> <p>誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。</p> <p>国の雇用施策による貸付又は地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。</p> <p>ただし、令和3年6月以降に申請する場合は、特例として職業訓練受講給付金との併給が可能となりました。</p> <p>申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員ではないこと。</p> <p>支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯人数により次の金額(月額)を上限に住宅の賃料月額を支給します。 <p>単身世帯 35,000 円 2人世帯 42,000 円 3人から5人の世帯 46,000 円 6人世帯 49,000 円 7人以上の世帯 55,000 円</p> <p>支給期間 原則3か月間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、支給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたなどの要件を満たす場合は、申請により3か月間を限度に支給期間を3回まで延長することができます。 ・支給が終了された方に対する「再支給」(3か月迄)については、条件等があるのでお問合せください。 <p>支給方法 住宅の貸主(大家等)に直接振り込みます。</p>
お 問 合 せ	<p>上田市生活就労支援センター「まいさぼ上田」 0268-71-5552 U R L https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/fukusi/2094.html</p>

制度の名称	【新】新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金															
支援の種類	給付金															
概要	<p>社会福祉協議会で実施している特例貸付のうち「総合支援資金」の再貸付が終了した等の世帯で、新たな就労や生活保護の受給に結び付いていない世帯に対して支援金を支給するとともに、自立に向けた就労機会の確保等を支援します。</p> <p>支給対象世帯（ア及びイの両方に該当する方）</p> <p>ア 次の から のいずれかに該当する世帯 総合支援資金の再貸付を終了した世帯又は3年8月末迄に終了した世帯 総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯 総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申込に至らなかった世帯</p> <p>イ 次の の両方を満たしている世帯 世帯全員の収入額の合計及び資産額の合計が次の表以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="491 797 1118 1066"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>収入額の合計</th> <th>資産額の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>116,000円</td> <td>486,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>165,000円</td> <td>738,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>203,000円</td> <td>942,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>240,000円</td> <td>1,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>次の(1)(2)のいずれかの要件を満たすこと (1) ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。 (2) 就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと。</p> <p>支給額（月額）</p> <p>単身世帯 60,000円 2人世帯 80,000円 3人以上世帯 100,000円</p> <p>支給期間 最大3か月間</p> <p>申請期間 令和3年7月1日から8月31日迄</p>	世帯人数	収入額の合計	資産額の合計	1人	116,000円	486,000円	2人	165,000円	738,000円	3人	203,000円	942,000円	4人	240,000円	1,000,000円
世帯人数	収入額の合計	資産額の合計														
1人	116,000円	486,000円														
2人	165,000円	738,000円														
3人	203,000円	942,000円														
4人	240,000円	1,000,000円														
お問合せ	福祉課 0268-23-5372 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/fukusi/47890.html															

制度の名称	国民健康保険加入者及び後期高齢者医療加入者に対する傷病手当金
支援の種類	給付金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症に感染して労務に服することができない方(国民健康保険加入者、後期高齢者医療加入者)を給付金で支援します。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与等を受給している方で、新型コロナウイルス感染症により療養、または発熱等の症状で感染が疑われたため、労務に服することができず、その期間の給与等の全部または一部の支払いを受けることができなかった方 <p>支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与等の3分の2に相当する額(直近3か月間の給与収入等から算出) <p>対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年1月1日から令和3年9月30日の間で新型コロナウイルス感染症による療養等のため労務に服することができなかった期間 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請には、医師の診断書(医療機関を受診した場合に限る)と事業主の証明書が必要となりますので、必ず事前に電話で相談してください。
お問合せ	<p>国保年金課 0 2 6 8 - 7 5 - 7 1 0 1</p> <p>URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kokuhonenkin/26749.html</p>

制度の名称	小中学生の就学援助
支援の種類	給付金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の収入が減少し、経済的に困りの小・中学生のお子さまのいるご家庭に、就学に必要な費用の一部を援助します。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上田市に住所がある児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する方 生活保護を受けている方（申請書の提出は不要です） 生活保護に準じる程度に困窮している方（申請世帯全員の前年の収入合計額が認定の基準となりますが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年1月以降に家計が急変した場合、現在の状況を加味して審査を行います。） <p>申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学している学校に申請してください。 ・支給は申請月の翌月分からの支給となります。 ・兄弟等が別々の学校に就学している場合は、それぞれの学校に申請してください。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会で適正な審査を行うために、必要に応じて民生児童委員が申請者の自宅を訪問して家庭状況などをお聞きする場合があります。 ・就学援助の認定は毎年度行います。 ・すでに援助を受けられている方についても、申請をする必要があります。 ・また、前年度に援助を受けていても、認定とならない場合があります。 ・区域外就学をしている方で、就学援助を希望される方は、住所地の教育委員会までお申し出ください。
お問合せ	<p>学校教育課 0 2 6 8 - 2 3 - 5 1 0 1、0 2 6 8 - 2 3 - 5 1 0 9</p> <p>U R L https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/gakukyo/28341.html</p>

制度の名称	高等教育の修学支援新制度
支援の種類	給付金、減免等
概要	<p>住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免により支援します。</p> <p>制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。 ・通常、前年度の課税標準額により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合は、家計急変後の収入見込みにより審査されます。 ・家計急変の対象とならない方についても、年2回の在学採用に申し込むことができます。 ・対象となるかどうかは、進学資金シミュレーターで確認できます。 <p>高等教育の修学支援新制度（文部科学省） URL https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm</p> <p>申込時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在学採用（各学校にお問い合わせください）、家計急変の採用（随時） <p>申込先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申込みを行います） <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このほかに貸与型の奨学金もありますので、各大学等の窓口にお問い合わせください。
お問合せ	<p>給付型奨学金について</p> <p>日本学生支援機構奨学金相談センター 0 5 7 0 - 6 6 6 - 3 0 1 各大学等の窓口（専門学校も対象となる場合があります。詳しくは各学校へ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信州大学 0 2 6 3 - 3 5 - 4 6 0 0 0 2 6 8 - 2 1 - 5 3 0 0（繊維学部） ・長野大学 0 2 6 8 - 3 9 - 0 0 0 1 ・上田女子短期大学 0 2 6 8 - 3 8 - 2 3 5 2 ・長野県工科短期大学校 0 2 6 8 - 3 9 - 1 1 1 1 <p>授業料等減免について</p> <p>各大学等の窓口（専門学校も対象となる場合があります。詳しくは各学校へ）</p> <p>URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/gakuen/27253.html</p>

制度の名称	要介護者・障がい者等感染症拡大防止支援金
支援の種類	支援金
概要	<p>高齢者の方や障がい者の方等に対して、「新しい生活様式」による在宅での新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を支援します。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月1日から令和4年3月31日までのいずれかの時点において市内に住所を有し、かつ、 、 のいずれかに該当する方 介護保険で要介護1から要介護5の要介護認定を受けている在宅の方。 障害者手帳所持者のうち、市の福祉医療費受給者証の交付を受けている在宅の方等 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当のいずれかの支給を受けている在宅の方 <p>支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人5,000円（1回限りの支給） <p>申込期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月31日(木)まで <p>申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象と思われる方に6月上旬に申請書を郵送しましたので、同封の返信用封筒でご返送ください。
お問合せ	<p>対象者のうち に該当する方 高齢者介護課 0268-235131</p> <p>対象者のうち または に該当する方 障がい者支援課 0268-23-5158</p> <p>URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/korei/32667.html</p>

(2) 貸付

<p>制度の名称</p>	<p>生活福祉資金貸付制度の特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）</p>
<p>支援の種類</p>	<p>貸付</p>
<p>概要</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金が必要な方を貸付で支援します。</p> <p>（変更）「緊急小口資金」及び「総合支援資金（生活支援費）」の「特例貸付」申請期限が令和3年8月末まで延長となります。</p> <p>「緊急小口資金」 貸付対象者 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</p> <p>貸付上限 ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 ・その他の場合、10万円以内</p> <p>償還期限 2年以内（償還開始 令和4年4月） 貸付利率 無利子</p> <hr/> <p>「総合支援資金（生活支援費）」 貸付対象者 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</p> <p>貸付上限 ・2人以上 月20万円以内 ・単身 月15万円以内</p> <p>貸付期間 原則3月以内 償還期限 10年以内（償還開始 令和4年4月） 貸付利率 無利子</p> <p>その他の要件 自立相談支援機関(まいさぼ)による継続的な支援を受けること 「総合支援資金」の再貸付(申請期限 令和3年8月末)については、条件等があるのでお問合せください。</p>
<p>お問合せ</p>	<p>上田市社会福祉協議会 上田地区センター 0268-27-2025 丸子地区センター 0268-42-0033 真田地区センター 0268-72-2998 武石地区センター 0268-85-2466</p> <p>URL http://www.ueda-shakyo.com/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=227</p>

制度の名称	たすけあい資金貸付金制度の特例貸付		
支援の種類	貸付		
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金が必要な方を貸付で支援します。</p> <p>貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少などにより、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 <p>貸付上限 5万円以内</p> <p>償還期限 2年以内（うち据置期間1年以内）</p> <p>貸付利率 無利子</p>		
お問合せ	上田市社会福祉協議会	上田地区センター	0268-27-2025
		丸子地区センター	0268-42-0033
		真田地区センター	0268-72-2998
		武石地区センター	0268-85-2466
	U R L http://www.ueda-shakyo.com/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=227		

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付制度（就学支度資金・修学資金）		
支援の種類	貸付		
概要	<p>母子・父子・寡婦家庭の方が必要な就学費用や生活費用等を貸付で支援します。</p> <p>貸付対象者 母子・父子・寡婦家庭の方等</p> <p>貸付対象資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の準備品や納付金等に充てる資金 ・大学等に就学するための授業料や書籍代、交通費、生活費等に充てる資金 <p>貸付利率 無利子</p> <p>貸付要件がありますのでお問い合わせください。</p>		
お問合せ	子育て・子育て支援課		0268-23-5106
	U R L https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/gakuen/27253.html		

(3) 猶予・減免

制度の名称	市税の徴収猶予
支援の種類	猶予
概要	<p>新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は猶予制度の対象になります。</p> <p>災害により財産に相当の損失が生じた場合 例：新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合</p> <p>ご本人またはご家族が病気にかかった場合 例：納税者ご本人または生計を同じとすご家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合</p> <p>事業を休止または廃業した場合 例：納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業または廃業した場合</p> <p>事業に著しい損失を受けた場合 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合</p> <p>上記のほか、市税を一時に納付することができない場合、申請による換価猶予の制度があります。</p> <p>詳しくは下記のお問合せ先までご相談ください。</p>
お問合せ	収納管理課 0 2 6 8 - 2 3 - 5 1 7 2 U R L https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shuno/23484.html

制度の名称	市民税の税額控除（住宅ローン控除）
支援の種類	税額控除
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により住宅の建設等に影響があった方の住宅ローン控除の期間を延長します。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により住宅建設の遅延等の影響があった方への支援として、令和2年12月末までに居住開始できなかった場合で次の要件を満たす場合は、住宅ローンの控除期間が10年から13年に延長されます。 <p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響によって、新築した住宅等への居住開始が遅れたこと。 ・新築の場合は令和2年9月末まで、それ以外の場合は令和2年11月末までに住宅取得等に係る契約を行っていること。 ・令和3年12月末までに新築した住宅等に居住を開始していること。
お問合せ	税務課 市民税係 0268 - 23 - 5115 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/zeimu/1694.html

制度の名称	軽自動車税の軽減												
支援の種類	税額軽減												
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に対する対策として、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置が延長されます。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税の環境性能割（旧取得税）の税率1%分を軽減する措置が半年間延長され、令和3年3月31日までに取得した車が対象となります。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> <th>軽 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等、令和2年度燃費基準+10%達成</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成</td> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	軽 減	電気自動車等、令和2年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税	令和2年度燃費基準達成	1.0%	非課税	上記以外の車	2.0%	1.0%
区 分	税 率	軽 減											
電気自動車等、令和2年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税											
令和2年度燃費基準達成	1.0%	非課税											
上記以外の車	2.0%	1.0%											
お問合せ	税務課 諸税係 0268 - 23 - 5169 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/zeimu/3612.html												

制度の名称	上下水道料金の支払猶予
支援の種類	猶予
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、上下水道料金のお支払いが一次的に困難となっている世帯や事業所の方へ、支払いを猶予する対応を行っています。</p> <p>申請方法 上田市上下水道料金センターへ直接ご相談ください。</p>
お問合せ	<p>上田市上下水道局料金センター 0 2 6 8 - 2 2 - 1 3 1 3</p> <p>U R L https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/suido-service/25267.html</p>

制度の名称	国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免
支援の種類	減免
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を減免する制度があります。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の または のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の3つの要件全てを満たす世帯 <ul style="list-style-type: none"> ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が令和2年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 イ 世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額が1,000万円以下であること ウ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和2年の所得の合計が400万円以下であること <p>対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの <p>申請期限</p> <p>令和4年3月31日まで</p>
お問合せ	<p>国保年金課 0 2 6 8 - 7 5 - 7 1 2 1</p> <p>国民健康保険</p> <p>U R L https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kokuhonenkin/28811.html</p> <p>後期高齢者医療制度</p> <p>U R L https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kokuhonenkin/28811.html</p>

制度の名称	国民年金保険料の免除・支払猶予
支援の種類	免除・支払猶予
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の国民年金保険料を免除、又は支払いを猶予する制度があります。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業や収入減に伴い年金保険料の支払いが困難となった場合、令和2年2月以降の所得等の状況からみて当年中の所得の見込等が国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予等に該当する水準になると見込まれる方 <p>対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度分：令和2年2月分から6月分までの保険料 ・令和2年度分：令和2年7月分から令和3年6月分までの保険料 ・令和3年度分：令和3年7月分から令和4年6月分までの保険料
お問合せ	国保年金課 0268-21-0052

制度の名称	介護保険料の減免
支援の種類	減免
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の介護保険料を減免する制度があります。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の または のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の2つの要件全てに該当する第一号被保険者 <ul style="list-style-type: none"> ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 イ 世帯の主たる生計維持者の減収することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。 <p>対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの
お問合せ	高齢者介護課 0268-23-6246 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/korei/28839.html

制度の名称	保育料の減免
支援の種類	減免
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の保育料を減免する制度があります。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童と同一世帯に属して生計を一にしている世帯員で、保育料算定に含まれる父母又はそれ以外の扶養義務者の減免申請書を提出した年の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響による退職、失職、転職、休業等により、前年に比べ3割以上減少し、保育料の負担が困難となった場合（保育料表の第11～15階層に属する方を除く） <p>対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日の属する月の翌月から令和3年度内 <p>申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育料減免申請書に減免対象要件に該当することを証明する書類を添えて申請（3か月ごとに見直し）
お問合せ	<p>保育課 0268-23-5132</p> <p>URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/hoiku/1977.html</p>

制度の名称	市営住宅家賃等の減額
支援の種類	減額
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の市営住宅家賃等を減額する制度があります。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅入居者で新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、家賃等の納付が困難となった世帯 <p>対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の市営住宅家賃及び市営住宅駐車場使用料 ・減額申請書提出日の翌月から3か月分（3か月ごとの申請が必要） <p>申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減額申請書と収入が減少していることを証明できる書類（給与明細書等）を提出 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の収入額及び家族構成によっては、家賃等の減額にならない場合もあります。
お問合せ	<p>住宅課 0268-23-5176</p> <p>URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/jutaku/29204.html</p>

(4) 一時入居

制度の名称	市営住宅の一時入居
支援の種類	一時入居
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による解雇・雇止めによって、住居にお困りの方を支援します。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等に伴い、現に居住している住宅から退去を余儀なくされる方 <p>入居期間</p> <ul style="list-style-type: none">・6か月（最長1年） <p>家賃</p> <ul style="list-style-type: none">・使用する住宅の最も低額な家賃額から1/3を減じた額
お問合せ	住宅課 0268 - 23 - 5176 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/jutaku/29204.html

2 中小企業者等の皆さまに対する支援

(1) 給付金・補助金等

制度の名称	上田市合宿等誘致促進事業												
支援の種類	助成金												
概要	<p>団体が一定の要件を満たす合宿や修学旅行を実施する場合、宿泊費等の費用の一部について助成金を交付します。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツや文化活動等による合宿や体験教育活動（スキー等の修学旅行）を実施する大学や高等学校、高等専門学校、中学校、小学校及び社会人で構成する団体。 <p>対象となる合宿等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者が、旅館業法第3条の規定による旅館業（下宿営業を除く。）の認可を受けた市内の旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を営む施設に連続して2泊以上宿泊し、かつ、延べ宿泊者数が20人泊以上であること。 <p>対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年9月1日から令和4年3月31日までの期間に実施された合宿等（予算が終了した場合はその時点で終了）。 <p>助成額</p> <p>宿泊費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ宿泊者数に1,000円を乗じた額（1合宿等当たりの上限額は20万円） <p>交通費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる区分に応じた額（片道距離については、最も経済的な通常の経路及び方法により計測した距離とする） <p>【交通費助成の区分】</p> <table border="1" data-bbox="531 1272 1369 1496"> <thead> <tr> <th>団体の所在地から旅館・ホテル等までの片道距離</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100km未満</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>100km以上 200km未満</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>200km以上 300km未満</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>300km以上</td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設使用料助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上田市条例に規定する施設を合宿期間中に使用した場合、使用料の2分の1に相当する額 ・なお、使用料の減額または免除の適用を受けた場合は助成対象外。 <p>提出期限 令和4年3月31日（木）</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合宿等実施後、宿泊した旅館・ホテル等に「宿泊証明書」の発行を依頼して受け取ってください。 			団体の所在地から旅館・ホテル等までの片道距離	助成額	100km未満	10,000円	100km以上 200km未満	20,000円	200km以上 300km未満	30,000円	300km以上	40,000円
団体の所在地から旅館・ホテル等までの片道距離	助成額												
100km未満	10,000円												
100km以上 200km未満	20,000円												
200km以上 300km未満	30,000円												
300km以上	40,000円												
お問合せ	真田地域自治センター 産業観光課 商工観光部 観光課 丸子地域自治センター 産業観光課 武石地域自治センター 産業建設課	0268-72-4330 0268-23-5408 0268-42-1047 0268-42-1048 0268-85-2828	U R L https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/ssangyo/32349.html										

制度の名称	雇用調整助成金（厚生労働省）
支援の種類	助成金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中で、休業手当の支給により雇用の維持に取り組む中小企業者を支援します。</p> <p>事業の縮小を余儀なくされた事業主が一時的に事業を休業した際に、労働者に対して休業手当を支払って雇用の維持を図った場合に、国が事業主に対して休業手当の一部を助成するもの。</p> <p>対象労働者1人1日当たりの上限額があります。</p>
お問合せ	<p>コールセンター 0120-60-3999</p> <p>ハローワーク上田 0268-23-8609</p> <p>URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</p>

制度の名称	「雇用調整助成金」に係る社会保険労務士への申請依頼費用の補助
支援の種類	補助金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年4月30日まで）中の休業等に係る「雇用調整助成金」、「緊急雇用安定助成金」（学生アルバイト・パート労働者など、雇用保険の被保険者以外の方）の支給を受けようとする市内の中小企業者の事務手続きを支援します。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上田市内に事業所を有する中小企業者等であり、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請手続きを社会保険労務士に依頼した事業者 <p>対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日から令和3年4月30日まで（緊急対応期間）に実施した休業等 <p>補助率・補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 社会保険労務士に支払った費用の2分の1 従業員20人以下の事業者は、10分の10 1事業所当たり上限10万円 <p>申請期間 令和3年7月31日（土曜日）まで（当日消印有効）</p> <p>その他 上田市就労サポートセンターで申請書類作成や休業支援金の相談等の支援も行っています。</p> <p>休業支援金・・・新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当を受けることができなかった方が、ご自身で申請できる支援金です。</p>
お問合せ	<p>地域雇用推進課 0268-26-6023、0268-24-7363</p> <p>URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/koyo/27816.html</p>

制度の名称	旅館・ホテル業事業者宿泊予約キャンセル等支援金			
支援の種類	支援金			
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営が悪化している市内宿泊事業者の事業継続の下支えを行うため、市内旅館・ホテル業者に支援金を支給する。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条に基づく許可を受け、市内で旅館・ホテル等を営んでいる者。 ・令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月の売上が、前年同月比50%以上減少している者(一事業者が市内において、2以上の旅館・ホテル等を営業している場合においては、当該ホテル等全ての施設の売上が合算した上で算出) <p>給付金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月の売上が、前年同月比で50%以上減少している者に一律20万円を支給。 ・上記の者で、令和2年12月28日から令和3年3月31日までの宿泊予約(令和2年12月27日までに宿泊予約申込を受付した分に限り)のうち、延200人を超えるキャンセルがあった者は、宿泊予約キャンセル人数に応じて加算分を支給。(上限280万円) <p>支援金額等の詳細は、下記の表をご覧ください。</p>			
お問い合わせ	観光課	0268-23-5408		
	丸子産業観光課	0268-42-1048		
	真田産業観光課	0268-72-4330		
	武石産業建設課	0268-85-2828		
	URL	https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kanko/28334.html		

(2) 融資

制度の名称	セーフティネット保証、危機関連保証等の認定
支援の種類	信用保証
概 要	<p>信用保証制度や融資制度、国の補助金等の面から、市で認定を行い、事業者の皆様の資金繰りを支援します。</p> <p>「セーフティネット保証4号」 認定要件 ・最近1か月の売上高等が前年同月比20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少することが見込まれること。</p> <p>対象資金 経営安定資金他 保証限度額 一般保証とは別枠で2.8億円（各利用資金毎に上限あり） その他 セーフティネット保証5号とは併用可。ただし同じ枠。</p>
	<p>「セーフティネット保証5号」 認定要件 最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少 対象資金 経営安定資金他 保証限度額 一般保証とは別枠で2.8億円（各利用資金毎に上限あり） その他 セーフティネット保証4号とは併用可。ただし同じ枠。</p>
	<p>「危機関連保証」 認定要件 ・最近1か月の売上高等が前年同月比15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比15%以上減少することが見込まれること。</p> <p>対象資金 経営安定資金他 保証限度額 一般保証とは別枠で2.8億円（各利用資金毎に上限あり）</p>
	<p>「売上減少証明（小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞）」 ・新型コロナウイルス感染症の影響で売上が20%以上減少 2020年2月以降の任意の1月</p>
お問合せ	<p>商工課 0268-23-5395 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shoko/19712.html#safety-net-shinsei</p>

制度の名称	長野県中小企業融資制度
支援の種類	融資
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者等を事業資金の資金繰りを融資により支援します。</p> <p>「経営健全化支援資金（経営安定対策）」 貸付対象者 セーフティネット保証5号に該当する中小企業者等 貸付限度額 設備資金 6,000万円 / 運転資金 8,000万円 貸付利率 年1.9% 融資期間 設備資金 10年以内（据置1年以内） 運転資金 7年以内（据置1年以内）</p> <p>「経営健全化支援資金（特別経営安定対策）」 貸付対象者 セーフティネット保証4号、危機関連保証に該当する中小企業者等 貸付限度額 設備資金 6,000万円 / 運転資金 8,000万円 貸付利率 年1.6%（セーフティネット保証4号等に該当する場合） 年1.3%（危機関連保証を利用する場合） 融資期間 設備資金 10年以内（据置1年以内） 運転資金 7年以内（据置1年以内）</p> <p>「経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）」 貸付対象者 ・新型コロナウイルス感染症の影響で売上が前年同月比15%以上減少した中小企業者等 貸付限度額 設備資金 6,000万円 / 運転資金 8,000万円 貸付利率 年0.8% 融資期間 設備資金 10年以内（据置2年以内） 運転資金 7年以内（据置2年以内）</p> <p>「新型コロナウイルス感染症対応資金」 貸付対象者 ・セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた中小企業者等 貸付限度額 運転資金・設備資金合計で4,000万円 貸付利率 ・年1.3%（認定書に記載の売上高等の減少率が15%以上の方） ・年1.6%（認定書に記載の売上高等の減少率が5%以上の方） 融資期間 10年以内（据置5年以内） その他 既往借入借換可能（同一金融機関かつ保証協会付きに限る）</p>
お問合せ	上田地域振興局 商工観光課 0268-25-7140 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/kinyu/chusyo-yushi/index.html

制度の名称	日本政策金融公庫
支援の種類	融資
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している方を対象とした特別貸付を実施しています。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症特別貸付(特別利子補給制度を併用し実質的な無利子化)」貸付対象者</p> <p>最近1ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期比5%以上減少 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3ヵ月(最近1ヵ月含む。)の平均売上高 ・令和元年12月の売上高 ・令和元年10月から12月の平均売上高 <p>貸付限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小事業 3億円 ・国民事業 6,000万円 <p>貸付利率 当初3年間 基準金利 0.9%、4年目以降基準金利</p> <p>融資期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備資金 20年以内(据置5年以内) ・運転資金 15年以内(据置5年以内) <hr/> <p>「特別利子補給制度」</p> <p>適用対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方 <p>個人事業主(事業性のフリーランスを含み、小規模に限る) 要件なし 小規模事業者(法人事業者) : 売上高15%以上減少 中小企業者(上記を除く事業者) : 売上高20%以上減少</p> <p>利子補給 借入後当初3年間</p> <p>補給対象上限 (日本公庫等)中小事業1億円、国民事業3,000万円 (商工中金)危機対応融資1億円</p>
お問合せ	<p>事業資金相談ダイヤル 0120-154-505</p> <p>長野支店 026-233-2141</p> <p>URL https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html</p>

(3) 猶予・減免

<p>制度の名称</p>	<p>固定資産税等の軽減</p>				
<p>支援の種類</p>	<p>減免</p>				
<p>概要</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、業況悪化を来している方を対象として、令和3年度分の固定資産税等の負担を軽減します。</p> <p>「中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置」</p> <p>対象税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税（償却資産及び事業用家屋） ・都市計画税（都市計画区域の事業用家屋） <p>対象者及び軽減内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年同期と比べて <table border="1" data-bbox="491 801 1273 891"> <tr> <td>30%以上減少50%未満減少している者</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>50%以上減少している者</td> <td>ゼロ</td> </tr> </table> <p>適用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて申告した者に適用します。 <p>「生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長」</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に設備投資を行う中小事業者等 <p>対象税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられた、一定の事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税 <p>特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月31日までに取得した固定資産が特例の対象となります。 ・特例率は、3年間、特例割合ゼロとなります。 	30%以上減少50%未満減少している者	2分の1	50%以上減少している者	ゼロ
30%以上減少50%未満減少している者	2分の1				
50%以上減少している者	ゼロ				
<p>お問合せ</p>	<p>税務課 諸税係 0268-23-5169</p> <p>家屋係 0268-23-8245</p> <p>商工課 0268-23-5395（生産性革命の実現に関わること）</p>				

3 各種相談窓口

相談内容	お問い合わせ先
新型コロナウイルス感染症に関すること全般 どこに相談・問い合わせたらよいかわからない場合	厚生労働省 コールセンター （9時から21時） 0120-565653（フリーダイヤル）
	新型コロナウイルスお困りごと相談センター 026-235-7077
有症状者相談 症状がある方、不安をお持ちの方	(1) かかりつけ医等の身近な医療機関
	(2)「受診・相談センター」 （24時間対応） 上田保健福祉事務所（上田保健所） 0268-25-7178
新型コロナウイルス感染症対策等に関すること 体調、経済支援等以外のお問い合わせ	新型コロナウイルス感染症対策室 0268-75-6676
新型コロナワクチンに関すること 新型コロナワクチンに関する専門的な問合せ （ワクチンの効果、副反応等）	長野県「ワクチン接種相談センター」 （8時30分から21時/無休） 026-235-7380
新型コロナワクチンに関すること 新型コロナワクチンに関する一般的な問合せ （接種体制、接種対象者等）	上田市新型コロナワクチンコールセンター （9時から17時/平日） 0570-079-567
体調、健康状態に関する相談	健康推進課 0268-23-8244 丸子保健センター 0268-42-1117 真田保健センター 0268-72-9007 武石健康センター 0268-85-2067
小中学校に関すること	学校教育課 0268-23-5101 0268-23-5109
保育園・幼稚園に関すること	保育課 0268-23-5132
放課後児童施設に関すること	学校教育課 0268-23-5195
生活資金に関すること	上田市社会福祉協議会 上田地区センター 0268-27-2025 丸子地区センター 0268-42-0033 真田地区センター 0268-72-2998 武石地区センター 0268-85-2466
こころの相談 「眠れない」「不安で落ち着かない」など気分がすぐれない方	精神保健福祉センター 026-266-0280
社会福祉施設等・利用者向けの相談 事業所の運営に関する相談	上田保健福祉事務所福祉課 0268-25-7122
子どもや家庭の相談	子育て・子育て支援課 （9時から16時） 0268-23-2000
	児童相談所全国共通ダイヤル （24時間対応） 189

相談内容	お問い合わせ先
子どもや家庭の相談（続き）	長野県児童虐待DV24時間ホットライン 026-219-2413
児童生徒と保護者のための差別・偏見等の相談	児童生徒等のための新型コロナ差別・偏見等相談専用ダイヤル （9時から17時） 026-235-7450（平日）
就労に関する相談	地域雇用推進課 0268-26-6023
人権問題に関する相談 不当な差別やいじめ等についての相談	みんなの人権110番 0570-003-110
	子どもの人権110番 0120-007-110
	外国語人権相談ダイヤル （9時から17時） 0570-090911
	長野県人権啓発センター （8時30分から17時） 026-274-3232（火から日曜日）
被害を受けた方の相談	新型コロナ 誹謗中傷等被害相談窓口 026-235-7100
外国人向け相談	長野県多文化共生相談センター （10時から18時） 026-219-3068、 080-4454-1899 （第1第3水曜日を除く平日、第1第3土曜日）
	NAGANO多言語コールセンター （24時間対応） 0120-691-792 +81-92-687-5289（有料）
	上田市多言語相談ワンストップセンター （外国人住民総合案内） 0268-75-2245 ・ポルトガル語、中国語、英語 （月から金曜日 / 9時から17時） ・スペイン語 （月水金曜日 / 9時から15時）
「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」に関する相談 不審な連絡や郵便物が届いた	上田市消費生活センター 0268-75-2535
	福祉課 特別定額給付金担当 0268-75-7210
	警察署（警察相談電話） #9110
法律に関する相談 法律トラブルに関する事	日本司法支援センター 法テラス 0570-078374

多言語による啓発チラシ（人権男女共生課多文化共生担当 0268-75-2245）

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・ミャンマー語

<https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/jinkendanjo/32995.html>

LINE 公式アカウント「長野県-新型コロナ対策パーソナルサポート」

LINE 公式アカウント「長野県-新型コロナ対策パーソナルサポート」と「友だち」になり、あなたの状態を入力いただくことで、一人ひとりの状態に合わせた新型コロナウイルス感染症に関する情報をお知らせします。

詳しくは県のLINE 公式アカウント「長野県-新型コロナ対策パーソナルサポート」をご覧ください。

URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-line.html>

聴覚に障がいのある方をはじめ、電話での相談が難しい方に向けた個別の相談窓口

(厚生労働省)

FAX 03-3595-2756

メールアドレス corona-2020@mhlw.go.jp

(長野県)

FAX 026-403-0320

外国人県民(がいこくじんけんみん)のための電話相談(でんわそうだん)

長野県多文化共生相談センター(ながのけんたぶんかきょうせいそうだんせんたー)

24時間(じかん)相談(そうだん)ができます。

(1) 0120-691-792 にでんわをかけます。

(2) 026-235-7277 につないでもらいます。

(3) 通訳(つうやく)してもらいながら、そうだんができます。

新型コロナウイルス接触確認アプリ<COCOA>(厚生労働省)

接触確認アプリとは、お互いにわからないようプライバシーを確保したうえで、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができる仕組みです。

このアプリは、利用者ご本人がご自身のスマートフォンにアプリをインストールし、同意を前提に近接通信機能(Bluetooth)を使って利用します。

新型コロナウイルスの感染者との接触した可能性がわかることで、その後の検査の受診や保健所のサポートを早く受けることができます。

利用者が増えることで、アプリの効用は高まり、感染拡大の防止につながることを期待されます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html